

平成 29 年 6 月 30 日

京都消費者契約ネットワークと合同会社 BRONX との間の裁判上の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下「原告」という。）が、合同会社BRONX（以下「被告」という。）に対し、被告の販売する「Natural Original Smoothie（ナチュラルオリジナルスムージー）」（以下「本件商品」という。）について、被告の商品販売用のウェブサイト（以下「被告ウェブサイト」という。）の以下①の内容の表示は、②の内容を条件（以下「定期購入条件」という。）としているものであるが、定期購入条件の記載は、本件商品の購入手続に進むためのハイパーリンクのある表示の下にあり、また当該記載は他の表示よりもかなり小さいポイントで記載されており、一般消費者の目に留まりにくく、被告ウェブサイトの内容全体を考慮すれば、定期購入条件が被告ウェブサイト及び同サイトの利用規約に記載されていたとしても、一般消費者において、「キレイ痩せコース」で、本件商品を単価 980 円で購入することができるという印象・認識を払拭できているとは到底いえないため、これらの表示は一般消費者に「誤認される表示」であり、不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する有利誤認表示に該当するとして、同項の規定に基づき、当該表示を行わないことを求めた事案である（平成 29 年 1 月 11 日付けで京都地方裁判所に対して訴訟を提起。）。

- ① 本件商品を「キレイ痩せコース」で購入する場合、通常価格 3,280 円（税別）の 70% オフの特別価格 980 円（税別）
- ② 最低 5 回 5 か月以上の継続の購入が必要となること及び 2 回目以降の購入では通常価格 3,280 円（税別）となること

(2) 結果

平成 29 年 6 月 2 日、原告と被告との間で、別紙のとおり、対象となる表示記載の表示を行わないものとする等の裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

(法人番号：7130005005215)

3. 事業者等の氏名又は名称

合同会社 BRONX (法人番号：5010903003036)

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

和解条項

- 1 被告は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

記

(表示媒体)

被告ウェブサイト

(対象となる商品)

「Natural Original Smoothie (ナチュラルオリジナルスムージー)」

(表示内容)

上記対象となる商品が、「980円」と表示されている直前に、「980円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、3280円での、さらに4回の購入が義務付けられ、最低支払総額が1万4100円となることを表示せずに、対象となる商品が「980円」と示す表示。

- 2 被告は、被告ウェブサイト上の本件商品の申込画面において、本件商品を「キレイ痩せコース」で購入する場合の総額が1万4100円（税別）であることを表示し、当該表示の直後に、申込画面から入力確認画面に進むためのハイパーリンクを貼った表示を表示する。
- 3 被告は、被告ウェブサイト上の本件商品の入力確認画面において、定期購入及び2回目以降の価格が通常価格であることを明示し、これらの条件を反映させた契約内容を表示する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。